福島県立医科大学附属学術情報センター運営委員会規程

(平成18年4月1日規程第87号)

(一部改正平成19年4月1日規程第27号)

(一部改正平成20年3月3日規程第64号)

(一部改正平成26年4月1日規程第15号)

(一部改正令和 3年4月1日規程第 3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学組織及び運営規程第19条第2項の 規定に基づき、福島県立医科大学附属学術情報センター(以下「学術情報センター」と いう。)運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学術情報センター長(以下「センター長」という。)
 - (2) 医学部生命科学・社会医学系の教授、准教授又は講師 2名
 - (3) 医学部臨床医学系の教授、准教授又は講師 2名
 - (4) 医学部総合科学系の教授、准教授又は講師 2名
 - (5) 看護学部の教授、准教授又は講師 4名
 - (6) 保健科学部の教授、准教授又は講師 2名
 - (7) 事務局次長
- 2 前項第2号から第6号までに掲げる委員は、各教授会の推薦に基づき学長が任命する。
- 3 前項の規定による委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、第1項第6号の 委員にあっては、令和3年度に限り1年とする。また、委員に欠員が生じたときはこれ を補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第3条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(審議事項)

- 第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学術情報センター運営の基本方針に関すること。
 - (2) 学術情報センターに関する規程等の制定、改廃に関すること。
 - (3) その他学術情報センターに関する重要事項。

(部会)

- 第5条 委員会に、情報部会及び図書・展示部会を置くものとする。
- 2 前項の規定による部会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(その他)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課学術情報室において処理する。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定後、最初に任命される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、任命の日から平成20年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。